# 5. 剰余金の使途

5.

### ■中期目標

# ■中期計画

6. 剰余金の使途 高度船舶技術に係る実用化助成業務の充実 建設勘定における管理用施設(宿舎に限る。)の改修

# ■平成 25 年度計画

5. 剰余金の使途 高度船舶技術に係る実用化助成業務の充実 建設勘定における管理用施設(宿舎に限る。)の改修

# ■年度計画における目標設定の考え方

剰余金が発生した場合には、独立行政法人通則法及び中期計画に従い、適切な処理 を行う。

# ■当該年度における取組み

実績なし

# ■その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

1. 利益処分に関する状況

表 5-1 各勘定における利益処分に関する状況

(1)建設勘定

(単位:百万円)

区 分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
前中期目標期間繰越積立金	3, 818	3, 818	3, 818	3, 818	8,879
積立金又は繰越欠損金	1, 264	2, 202	4, 243	4, 532	0
当期総利益又は当期総損失	937	2, 041	288	528	802
目的積立金の申請額	0	0	0	0	0
通則法第44条第1項積立金	2, 202	4, 243	4, 532	5, 061	802
利益剰余金又は繰越欠損金	6,020	8,061	8, 350	8,879	9,682

#### (2)海事勘定 (単位:百万円)

区 分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
前中期目標期間繰越積立金					
繰越欠損金	△49, 205	△54, 596	△52, 999	△52, 089	△50, 376
当期総利益又は当期総損失	△5, 390	1, 596	909	1, 713	2, 459
目的積立金の申請額	0	0	0	0	0
繰越欠損金	△54, 596	△52, 999	△52, 089	△50, 376	△47, 917
利益剰余金又は繰越欠損金	△54, 596	△52, 999	△52, 089	△50, 376	$\triangle 47,917$

# (3) 基礎的研究等勘定

区 分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
前中期目標期間繰越積立金					
積立金又は繰越欠損金	26	142	249	194	0
当期総利益又は当期総損失	116	106	△54	$\triangle 54$	73
目的積立金の申請額	0	0	0	0	0
通則法第44条第1項積立金	142	249	194	140	73
利益剰余金又は繰越欠損金	142	249	194	140	73

(単位:百万円)

(注) 平成24年度末の積立金140百万円は、平成25年度国庫納付額である。

#### (4)助成勘定 (単位:百万円)

区 分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
前中期目標期間繰越積立金	167, 924	116, 875	63, 096	6, 867	225, 298
鉄道建設·運輸施設整備支援 機構法第18条第2項積立金	437, 273	437, 273	437, 273	437, 273	160, 279
積立金又は繰越欠損金	19	28	37	51	0
当期総利益又は当期総損失	8	8	14	118	23
目的積立金の申請額	0	0	0	0	0
通則法第44条第1項積立金	28	37	51	170	23
利益剰余金又は繰越欠損金	605, 227	554, 185	500, 422	444, 311	385, 601

(注) 平成24年度末の積立金には、平成25年度国庫納付額106百万円を含む。

# (5)特例業務勘定

(5)特例業務勘定	(単位:百万円)				
区分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
前中期目標期間繰越積立金	1, 344, 162	1, 344, 162	144, 162	144, 162	481, 313
積立金又は繰越欠損金	10, 981	109, 282	115, 190	221, 468	0
当期総利益又は当期総損失	98, 301	155, 907	106, 277	115, 682	73, 914
目的積立金の申請額					
通則法第44条第1項積立金	109, 282	265, 190	221, 468	337, 150	73, 914
利益剰余金又は繰越欠損金	1, 453, 445	1, 609, 352	365, 630	481, 313	555, 227

- 2. 独立行政法人通則法第 44 条第 3 項に規定する積立金(目的積立金)の趣旨 独立行政法人通則法第 44 条は、第 1 項において独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときはその残余の額は積立金として整理しなければならないとするとともに、第 3 項において独立行政法人は主務大臣の承認を受けて当該残余の額の全部又は一部を中期計画に定める「剰余金の使途」に充てることができるとしている。ただし、独立行政法人会計基準 74 は、同条第 3 項に基づき主務大臣の承認を受ける額は、「当該事業年度における利益のうち独立行政法人の経営努力により生じたとされる額」としている。
- 3. 平成 25 年度の当期総利益の発生要因及び目的積立金の承認申請をしていない理由 (1)建設勘定

平成25年度における当期総利益の主な発生要因は、過去に会社整理及び施設譲渡が行われた譲渡線に係る債務償還のスキームに基づく譲渡収入等によるものであり、これは通則法第44条第3項に規定する積立金(目的積立金)には該当しないためである。

### (2)海事勘定

平成25年度における当期総利益の主な発生要因は、船舶使用料の増加及び支払利息の減少等によるものであり、当期総利益は繰越欠損金の処理に充てられるためである。

### (3) 基礎的研究等勘定

平成25年度における当期総利益の主な発生要因は、船型調査等の実施において 再検討が必要となったことから、調査開始が遅れ調査完了に至らず支払行為に及 ばなかったこと(費用計上していない)によるものであり、これは通則法第44条 第3項に規定する積立金(目的積立金)には該当しないためである。

### (4) 助成勘定

平成25年度における当期総利益の主な発生要因は、退職給付引当金戻入益等の計上によるものであり、これは通則法第44条第3項に規定する積立金(目的積立金)には該当しないためである。

## (5) 特例業務勘定

平成25年度における当期総利益の主な発生要因は、国鉄改革に伴い設定された 新幹線債権(助成勘定への貸付金債権)に係る貸付金利息収入等の収益が共済関 係業務費等の費用を上回ったことによるものである。

また、特例業務勘定については、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第27条第2項の規定により通則法第44条第3項(目的積立金)等の規定は適用されず、目的積立金とすることはできないこととなっている。

# 4. 利益剰余金(積立金)について

### (1) 利益剰余金に関する状況

機構の平成 25 年度における当期総利益は 77,273 百万円であり、これに平成 24 年度までの利益剰余金 884,261 百万円を加え、平成 25 年度の前中期目標期間積立金取崩 58,627 百万円及び国庫納付額 246 百万円を差引いた平成 25 年度末の利益剰余金は 902,660 百万円となっており、各勘定の内訳は以下のとおりである。

表 5-2 各勘定における利益剰余金に関する状況

(単位:百万円)

区 分	建設勘定	海事勘定	基礎的研 究等勘定	助成勘定	特例業務 勘定	法人単位 合計
前中期目標期間繰越積立金	8, 879		0	225, 298	481, 313	715, 484
鉄道建設·運輸施設整備支援 機構法第18条第2項積立金				160, 279		160, 279
積立金又は繰越欠損金	0	△50, 376	0	0	0	△50, 376
当期総利益又は当期総損失	802	2, 459	73	23	73, 914	77, 273
目的積立金の申請額	0	0	0	0		0
通則法第44条第1項積立金	802		73	23	73, 914	74, 813
利益剰余金又は繰越欠損金	9, 682	△47, 917	73	385, 601	555, 227	902, 660

# (2) 25年度末における利益剰余金又は繰越欠損金の主な発生要因

### ① 建設勘定

過去に会社整理及び施設譲渡が行われた譲渡線に係る債務償還スキームに基づく譲渡収入等によるものである。

# ② 海事勘定

独立行政法人会計基準に準拠した貸倒引当金及び船舶共有契約解除等損失引 当金の計上に伴い繰越欠損金を計上している。

### ③ 基礎的研究等勘定

内航海運暫定措置事業を円滑に実施するための融資業務等に要する手数料収益と費用の収支差によるものである。

# ④ 助成勘定

平成3年のJR本州3社に対する新幹線鉄道施設の譲渡に伴う再々評価により生じたものである。

# ⑤ 特例業務勘定

年金制度改革等に伴う共済年金追加費用引当金戻入益及び処分用土地の売却 益等の計上によるものである。